

募 集

平成24年度 鹿追保育園・地域保育所 児童募集

福祉課 保育庶務係 (☎・FAX 66-2754)

鹿追保育園および地域保育所(瓜幕、笹川、通明、上幌内の各保育所)の児童を募集します。

■入園対象

【鹿追保育園】生後6カ月から就学前の児童

【地域保育所】満1歳児から就学前の地域の児童

※地域外からの入所の場合は満3歳(4月2日現在)から就学前の児童。ただし、ご希望の保育所に入所できない場合があります

■保育時間

【鹿追保育園】

月～金 7:30～18:30 早朝保育 7:30～ 9:00
 残児保育 15:30～18:30
 土 7:30～16:00 早朝保育 7:30～ 9:00
 残児保育 12:30～16:00

【地域保育所】

月～金 8:30～17:00、土 8:30～12:00

■保育料 鹿追町立鹿追保育園及び町立地域保育所条例、同施行規則によります。

■保育期間 4月～就学前まで

■申し込み ①入園申込書 ②平成23年分給与所得の源泉徴収票、確定申告書等(写し) ※後日提出願います。 ③同意書 ④就労(予定)証明書 ※該当者のみ提出してください。 ※①③④の用紙は、各保育所にあります。

■申込期間 平成23年12月1日～12月20日、平日(月～金)午前8時30分～午後5時15分

■申込場所 鹿追保育園および各地域保育所

■その他 面接を予定しています。(2月予定) 詳細は、各保育所、子育て支援センターに募集要項がありますのでご覧ください。また、鹿追町ホームページにも掲載しています。

鹿追町HP <http://www.town.shikaoi.hokkaido.jp/>

都合により各種提出用紙を受け取れない方は、郵送しますので、問い合わせ先にご連絡ください。

■問合せ先

鹿追保育園内 福祉課 保育庶務係(緑町3丁目 ☎・FAX 66-2754)

お知らせ

「クリスマス会」のお知らせ

子育て支援センター (☎・FAX 66-2239)

クリスマス会に参加して、サンタさんと一緒に楽しいひとときを過ごしませんか? お待ちしています。

■対 象 町内在住の未就学児と保護者

■日 時 12月14日(水) 午前9時30分～正午

■場 所 子育て支援センター

■内 容 親子でケーキ作りや歌、遊戯を楽しみます。

■会 費 650円(ケーキ、プレゼント代)

■持ち物 飲み物、皿、おしぼり、スプーン、フォーク、バターナイフ

■申込み 11月30日(水)までに、会費と一緒に子育て支援センター(☎66-2239)までお申し込みください。

お知らせ

「保育園開放日」のお知らせ

子育て支援センター (☎・FAX 66-2239)

鹿追保育園に訪問し、集団生活を体験しているお友達と楽しいひとときを過ごしませんか。

■対 象 町内在住の未就学児と保護者

■日 時 12月6日(火) 午前10時～11時30分

■場 所 鹿追保育園(緑町3丁目 ☎66-2754)

■内 容 保育園2歳児との交流など

■持ち物 親子の上履き、飲み物

■申込み 必要ありません。当日、鹿追保育園にお越しください。



募 集

平成24年度 鹿追幼稚園 園児募集

教育委員会 幼稚園係 (☎ 66-2104)

鹿追町立鹿追幼稚園の園児を募集します。

■入園対象

・町内全域の3～5歳児
 ・平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた幼児

■保育時間

月曜～金曜、午前8時40分～午後1時30分
 ※預かり保育
 早朝 午前8時～同8時40分
 残児 午後1時30分～同4時

■保育料 鹿追町立鹿追幼稚園保育料徴収条例、同施行規則によります。

■保育期間 4月～翌年3月まで

■入園希望者 入園願書に必要事項を記入の上申し込み願います。

■願 書 鹿追幼稚園にあります。

■提出先 鹿追町立鹿追幼稚園

■申込期間 平成23年12月1日(木)～12月16日(金)

※在園児で継続入園する場合は提出不要です。

■申込時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

■一日入園 2月14日(火)に予定しています。面接も行います。

■問合せ先 鹿追幼稚園(☎66-2104 FAX 66-2167)

お知らせ

ご相談ください 行政相談委員へ

鹿追町の行政相談委員は上本周司さんです

企画財政課 広報広聴係 (☎66-4032)

行政相談委員は、あなたと行政のパイプ役です。地域の行政相談委員が地域住民からの行政に対する苦情、要望などの相談に応じます。

鹿追町の行政相談委員は、上本周司さん(西町3丁目 ☎66-2278)です。

■釧路行政評価分室でも相談を受け付けています
 「行政苦情110番」(全国共通 ☎0570-090110)をご利用ください。

お知らせ

土地の境界について困っていませんか? 筆界特定制度

釧路地方法務局 登記部門筆界特定室 (☎0154-31-5027)

自分の土地とお隣の土地の境界がはっきりしなくて困っている、お隣が言う境界の位置に納得できないなど、土地の境界に関しては、認識の違いから、たびたび問題が起きます。こういった場合に「筆界特定制度」を利用されると解決できるかもしれません。

「筆界特定制度」は、法務局で取り扱っている土地の境界(筆界)の現地における位置を特定する制度です。

この「筆界特定制度」は、「お隣同士で裁判しなくてもよい」「当事者による資料収集の負担が軽減される」などの利点があります。

申請人となるのは土地の所有者の登記名義人(登記上の所有者)などとなります。

費用は、申請の手数料と、必要がある場合に行う測量の費用となります。

詳しくは下記の法務局までご相談ください。

■相談窓口

- ・釧路地方法務局登記部門筆界特定室
 (釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎1階 ☎0154-31-5027)
- ・釧路地方法務局帯広支局
 (帯広市東5条南9丁目1番地1 帯広法務総合庁舎2階 ☎0155-24-5837)

お知らせ

骨髄ドナー登録のお願い

北海道骨髄バンク推進協会 (☎011-846-1730)

白血病や再生不良性貧血など血液難病の有効な治療法である骨髄移植を普及するため、(財)骨髄移植推進財団によって、骨髄ドナー登録などの公的骨髄バンク事業が行われています。

骨髄移植が成功するには、患者とドナーにおける白血球の型(HLA型)が一致しなければなりません。骨髄の提供をしてくださる方が増えれば、それだけ骨髄移植を希望する患者さんが救われます。骨髄ドナー登録についてご協力をお願いします。